

# 国立大学法人高知大学廃棄物処理規則

平成16年4月1日  
規則第114号

最終改正 令和4年3月28日規則第101号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）が排出する医療廃棄物及び非医療廃棄物（以下「廃棄物」という。）を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に沿って適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「医療廃棄物」とは、本学が行う医療行為又は研究活動等により排出される廃棄物をいい、「非医療廃棄物」とは、上記以外の活動により排出される廃棄物をいう。

2 「感染性廃棄物」とは、病原微生物等を含む、若しくは含むおそれのある医療廃棄物で、廃棄に先立ち、滅菌又は適当な消毒処理がなされていないものをいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学における廃棄物の処理に関し、その全般を統括する。

(管理責任者)

第4条 本学に、廃棄物の処理全般を指揮監督するため、廃棄物処理管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、理事（財務・労務管理担当）をもって充てる。

(責任者)

第5条 廃棄物の処理に関し、必要な措置を講じるため、教室、診療科及び研究施設等ごとに廃棄物処理責任者を置く。

(委員会)

第6条 本学における廃棄物の処理の適正な実施については、高知大学環境保全委員会が審議する。

(廃棄物の区分)

第7条 本学が排出する廃棄物は、医療廃棄物及び非医療廃棄物に区分し、医療廃棄物は、さらに感染性廃棄物及び非感染性廃棄物に区分する。

(廃棄物の処理)

第8条 すべての廃棄物は、区分ごとに、別に定める方法により適正に処理されなければ

ならない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第118号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規則第86号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第100号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日規則第101号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。